

特定化学物質一覧

特定化学物質障害予防規則 第39条・第41条

次の物を製造、試験研究のため製造又は取り扱う業務 ※【】の標記は表下部参照			
001	黄りんマッチ	225	ニトログリコール(【a】)
002	ベンジジン及びその塩【a】	226	パラジメチルアミノアズベンゼン(【a】)
003	4-アミノジフェニル及びその塩【a】	227	パラニトロクロルベンゼン(【c】)
004	4-ニトロジフェニル及びその塩【a】	228	弗化水素(【c】)
005	ビス(クロロメチル)エーテル【a】	229	ベータプロピオラクトン(【a】)
006	ベータナフチルアミン及びその塩(【a】)	230	ベンゼン(【a】)
007	ベンゼンを含有するゴムのりでその含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の5%を超えるもの	231	ペンタクロルフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩(【a】)
101	ジクロルベンジジン及びその塩(【a】)	232	マゼンタ(【a】)
102	アルファナフチルアミン及びその塩(【a】)	233	マンガン及びその化合物(【a】)
103	塩素化ビフェニル(別名PCB)(【a】)	234	沃化メチル(【a】)
104	オルトトリジン及びその塩(【a】)	235	硫化水素(【a】)
105	ジアニシジン及びその塩(【a】)	236	硫酸ジメチル(【a】)
106	ベリリウム及びその化合物(【a】合金にあっては、ベリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る。)	237	ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)(【a】)
107	ベンゾトリクロリド(【b】)	238	砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)(【a】)
201	アクリルアミド(【a】)	239	酸化プロピレン(【a】)
202	アクリロニトリル(【a】)	240	1・1-ジメチルヒドラジン(【a】)
203	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)(【a】)	241	インジウム化合物(【a】)
205	エチレンイミン(【a】)	242	エチルベンゼン(【a】)
206	塩化ビニル(【a】)	243	コバルト又はその化合物(【a】)
207	塩素(【a】)	244	1・2-ジクロロプロパン(【a】)
208	オーラミン(【a】)	245	クロロホルム(【a】)
209	オルトフタロジニトリル(【a】)	246	四塩化炭素(【a】)
210	カドミウム及びその化合物(【a】)	247	1・4-ジオキサン(【a】)
211	クロム酸及びその塩(【a】)	248	1・2-ジクロロエタン(【a】)
212	クロロメチルメチルエーテル(【a】)	249	ジクロロメタン(【a】)
213	五酸化バナジウム(【a】)	250	ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト(【a】)
214	コールタール(【c】)	251	スチレン(【a】)
216	シアン化カリウム(【c】)	252	1・1・2・2-テトラクロロエタン(【a】)
217	シアン化水素(【a】)	253	テトラクロロエチレン(【a】)
218	シアン化ナトリウム(【c】)	254	トリクロロエチレン(【a】)
219	3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン(【a】)	255	メチルイソブチルケトン(【a】)
220	臭化メチル(【a】)	256	ナフタレン(【a】)
221	重クロム酸及びその塩(【a】)	257	リフラクトリーセラミックファイバー(【a】)
222	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)(【a】)	258	オルトトルイジン(【a】)
223	トリレンジイソシアネート(【a】)	259	三酸化ニアンチモン(【a】)
224	ニッケルカルボニル(【a】)	260	溶接ヒューム(【a】)

【a】これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。

【b】これをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。

【c】これらの物をその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。